

## 生活編 生活編

### 1 用电

乔迁新居开始用电时，请把总闸门开关拨到「入」处使用。并填写好用电申请书（明信片）寄出。

不通电或没有用电申请书的话，请与中国电力联系。

在日本家庭用的电压是 100 伏，松江属于西日本，周波数是 60 赫兹（东日本是 50 赫兹）。此外因电费、手续不明之处请向中国电力各营业所咨询。

#### ※ 问询处※

中国电力（株） 松江营业所（顾客中心）  
电话：0120-833-103

### 2 煤气

在松江市内有使用城市煤气的地区和丙烷气的地区。您所在的地区使用哪个确认好之后予以联系。使用城市煤气的地区请将町名同时报出。

※城市煤气 松江煤气局 电话：21-0011

（平日・休日都可）

※丙烷气 各地燃料店（松江煤气局也可办理）

### 3 上水

乔迁新居，开始用水、下水道时，在您家的信箱或家里有「上水、下水道使用申请书」明信片，请填写好，写上水道局字样，一周以内寄出，这样就可以用水了。如没有明信片或没有水时，请与水道局联系。

水费和下水道费一起通知您，请支付水费及下水道费的合计金额。如没有下水道，就只付水费。

此外，用水人，水费付款人更换时，或因搬迁中止使用时请与水道局顾客中心联系，尤其是搬迁时，需要清算水费，请在搬迁的前五天联系。上水，下水都使用者，不需到下水道业务科申报。

安装上水道及修理工程，须由水道局指定工程商来进行，指定工程商不明白的情况下，请问询水道局。

### 1 電気

引越しをして電気を使い始めるときは、ブレーカースイッチを「入」にしてご使用ください。

なお、現地においてある電気使用申込書（ハガキ）に必要事項を記入して、郵送してください。

また、電気がつかない場合や、電気使用申込書がない場合は、中国電力にご連絡ください。

日本では、家庭用の電圧は 100V、周波数は、松江市は西日本なので 60 ヘルツです（東日本は 50 ヘルツ）。このほか電気料金や手続きでわからないことは、中国電力の各営業所へ問い合わせてください。

#### \* 問い合わせ \*

中国電力（株） 松江営業所（お客様センター）  
TEL：0120-833-103

### 2 ガス

松江市内では、都市ガスを使っている地域とプロパンガスを使っている地域があります。あなたの地域ではどちらが使われているのかを確認の上、ご連絡を取ってください。ただし都市ガスを使っている地域はその町名もご連絡ください。

\* 都市ガス 松江市ガス局 TEL21-0011  
（平日・休日とも）

\* プロパンガス 各地域の燃料店へ  
（松江市ガス局でも扱っています）

### 3 上水道

引っ越しして来て、水道・下水道の使用が始めるときは引っ越し先の郵便受けか家の中に入っている使用開始連絡用ハガキ「上水道・下水道使用申込書」に必要事項を記入し、1 週間以内に水道局宛に郵送していただければ、水道は使われてかまいません。ハガキがない場合や水が出ないときは水道局へご連絡ください。

水道料金と下水道使用料は一括して請求しますので、必ず水道料金と下水道使用料の合計金額をお支払いください。下水道がない場合は、水道料金のみをお支払いください。

このほか、水道の使用者や水道料金の支払い者を変更するときや、引っ越しなどで使用を中止するときは水道局お客様センターへ連絡してください。特に引っ越しする場合は、水道料金の清算が必要となりますので、5 日くらい前までに水道局へご連絡ください。上水道と下水道の両方を使用している人は、下水道業務課へ届け出る必要はありません。

また、上水道の取り付けや修理などの工事は、水道局指定工事業者が行います。指定工事業者がわからない場合は、水道局まで問い合わせてください。

## 生活編 生活編

因地而异，有关水道金额与手续的，详细请与下述单位联系。

水道局 顾客中心 电话：55-4888 水道局总机

各支所 建设管理课  
斐川水道水道企业集团 电话：0853-72-8215

このほか、水道料金や手続きでわからないことは水道局へ問い合わせ下さい。

水道局 お客様センター TEL:55-4888 (水道局代表)

各支所 建設管理課  
斐川水道水道企業団 TEL : 0853-72-8215

### 4 下水道

家里发生排水不畅等排水管堵塞等问题时，请与本厅下水道业务科及指定的工程店联系。

※住宅内排水设备的检查・清扫等是因为使用者使用不当引起的，要收取费用，所以，请事先确认好。

### 4 下水道

「家の中の排水が流れなくなった」などの排水管のつまりが原因と思われるトラブルは、本庁下水道業務課または指定工事店へご相談ください。

※宅内の排水設備の点検・清掃等は使用者の責任ですが、事業者に依頼されると有料になることがありますので、事前に確認してください。

#### ※问询处※

市政府下水道业务课 电话：55-5394  
市政府值班室 电话：55-5555

#### \*問い合わせ\*

市役所下水道業務課 TEL : 55-5394  
市役所当直室 TEL : 55-5555

### 5 邮政

在街头有红色的邮政信箱，把信、明信片投入里边就可以寄出。信箱装不下的大件物品，邮包，挂号请拿到邮局办理。邮票除了邮局以外有〒标记的店铺都可以买到。

#### ○国内邮政

书信，明信片与距离没关系，全国统一价格。

#### ○国际邮政

普通邮件有5种，书信（包括航空书信），明信片，印刷品，小型包装品，盲文邮件。此外，还有小包裹，EMS快件和国际传真。

航空、海运、海航兼运因地区、重量不同，收取的费用也不一样，请在邮局确认。

### 5 郵便

手紙やはがきは街角に赤い郵便ポスト等がありますから、そこに入れて郵便配達されます。ポストに入らない大きいものや、小包、書留などは、郵便局へ持って行ってください。切手は郵便局のほかにも〒マーク看板のある店で販売しています。

#### ○国内郵便

封書、はがきは距離に関係なく全国同じ料金です。

#### ○国際郵便

通常郵便には、書状（航空書簡も含む）、郵便はがき、印刷物、小型包装物、点字郵便の5種類があります。そのほかにも、小包郵便、EMS（国際エクスプレスメール）、国際レタックスがあります。

航空便、船便、SAL便などがあり、地域や重量によって料金が違いますので、郵便局で確認してください。

#### ※问询处※

邮政事业株式会社松江支店  
松江市東朝日町138 电话：28-9759

#### \*問い合わせ\*

郵便事業株式会社松江支店  
松江市東朝日町138 TEL : 28-9759

## 6 电话・电报

### (1) 电话

①电话的安装、故障、迁移请与NTT 营业所联系。

○安装・迁移・费用事宜请问

116 (免费 日语接待)

○故障 113 (免费 日语接待)

○查号台 104 ( 日语接待)

一个月内，第一次查询电话的费用为 60 日元，第二个以后为 90 日元；深夜和早晨（23 时—翌日 8 时）的费用为每次 150 日元；使用公用电话时，不论利用次数和时间，每次都为 100 日元。

### ②公共电话

市内有许多绿色公共电话，不能打国际电话。国际专用电话的电话市灰色的，有 ISDN 显示的数字公共电话。用电话卡，10 日元，100 日元硬币可以使用绿色公共电话。

### ③拨打国际电话的方法

2001 年 5 月 1 日开始施行新的拨打方法，先拨「010」，具体拨打方法请咨询各电话公司。

### (2) 电报

①申请、咨询国际电报

KDDI 电话：0120-44-5124  
受理时间 9：00～17：00

②申请、咨询国内电报

NTT 电话：115 (日语)

## 7 垃圾、粪便的处理方法

### 请使用指定的垃圾袋

在处理垃圾时，请分别使用指定的可燃垃圾袋（粉色半透明）、不可燃垃圾袋（水色半透明）、塑料制品容器包装袋・纸制容器包装袋（透明）。

所指定的垃圾袋在商场等处出售。

扔垃圾时，不能使用纸垃圾袋和一般塑料袋等。

请把空罐、玻璃瓶和塑料类的容器等放到再生资源集中点。

详细内容请看「垃圾处理方法指南」。

\* 咨询处 \*

再循环都市推進課  
资源化第一，第二系  
TEL:55-5678

## 6 電話・電報

### (1) 電話

①電話の取付けや故障、移転などはNTT 営業所へ連絡してください。

○取付け・移転・料金について

116 (無料 日本語)

○故障 113 (無料 日本語)

○番号案内 104 ( 日本語)

月に1案内の場合60円。2案内目からは90円。深夜・早朝（23時～翌朝8時）は1案内150円。公衆電話からは利用回数、利用時間帯にかかわらず1案内100円。

### ②公衆電話

市内には緑の公衆電話が多くありますが、国際通話兼用のものはありません。国際通話専用のは、グレー色でISDN表示のあるデジタル公衆電話です。緑色の公衆電話では、テレホンカード、10円・100円硬貨が使用できます。

### ③国際電話のかけ方

2001年5月1日から国際電話であることを示す番号「010」をつける新しいダイヤル方法がスタートしました。ダイヤルの手順については各電話会社までお問合わせください。

### (2) 電報

①国際電報申込み・問い合わせ

KDDI TEL：0120-44-5124  
受付時間 9：00～17：00

②国際電報申込み・問い合わせ

NTT TEL：115 (日本語)

## 7 ゴミの出し方・し尿処理

### ごみ袋は指定されています

ごみは、もやせるごみの指定袋(白色半透明)ともやせないごみの指定袋(水色半透明)、プラスチック製容器包装・紙製容器包装(透明)にそれぞれ入れて出してください。

指定袋は、マーケットなどで、販売されています。

紙袋や一般のビニール袋などでは出すことはできません。

空缶類、ガラス瓶、ペットボトルは、リサイクルステーションへ持ち出してください。

詳細は「資源とごみの出し方ガイドブック」(日本語版、英語版、韓国語版、中国語版)をご覧ください。

\* 問い合わせ \*

リサイクル都市推進課  
資源課第一・二係 TEL:55-5678

### 垃圾的收集:

为了减少垃圾、推进资源再利用，各家庭倒出的垃圾分为可燃垃圾、不可燃垃圾、塑料制品容器包装・纸制容器包装・资源垃圾（旧纸・旧衣服类）・大件垃圾（每年2次预约制）进行收集。

※请在规定日期上午 8:30 分前，按规定的方式，把垃圾倒在规定的地点。垃圾收集日以外则不能倒。

### 粪便收集

希望重新收集粪便时，请填写清扫科、各支所及本厅循环都市推进课大门接待处指定的表格后提出申请。

粪便收集日每个町都不一样，在收集的前 6—7 天把「清扫日」的旗拿到显而易见的地方，准备好处理券等候。（没有处理券的话，就不能收集。）「清扫日」的旗是希望淘取粪便的标志。如您不在家，请采取适当的措施。

\* 问询处 \*  
清扫业务课  
循环都市推进课 电话—55-5281  
各支所 市民生活课

## 8 金融机关

### (1) 开户

在银行、邮局办理，在申请用纸上填写好必要事项，同时需要

- ①印章
- ②外国人登记证明书或护照

窗口办理时间，银行是周一到周五的上午 9:00 至下午 3:00，邮局是周一到周五的上午 9:00 至下午 4:00（松江中央邮局到下午 6:00）

### (2) 往国外汇款

在银行有 3 种，电汇、平信汇款、银行支票。在邮局有电汇、普通汇款。

可办理此类业务的，邮局是松江中央邮局和市内特定邮局，银行是比较大的银行（山阴合同银行、MIZUHO 银行、岛根银行总店），有「Foreign Exchange Bank」标记的。

### (3) 外汇兑换

松江市内有几家银行和邮局（如松江中央邮局、松江川津邮局）可办理外汇兑换业务。

### ごみの収集

ごみの減量化や資源の再利用を進めるため、各家庭から出されるごみは、もやせるごみ・金属ごみ・プラスチック製容器包装・紙製容器包装・資源ごみ（古紙・古着類）・粗大ごみ（年 2 回の申し込み制）に分けて収集しています。

収集日につきましては各地域ごとに作られている「ごみ・資源物収集日程表」をご参照ください。

※ごみは、決められた日の午前 8 時 30 分までに、決められた出し方で、決められた場所へ出してください。収集日以外には出さないでください。

### し尿収集

新たに収集を希望されるときは、リサイクル都市推進課か本庁玄関案内で所定用紙にご記入のうえ申し出てください。

し尿収集日は町によって異なります。収集予定日の 6~7 日前から「清掃日」の旗を目につくやすい場所に出し、必ず処理券を準備してお待ちください。（処理券のない時は、収集は行いません。）「清掃日」の旗は、くみ取りをしてほしいときの目印です。留守をされるときは、適切な措置をお願いします。

\* 問い合わせ \*  
リサイクル都市推進課 TEL: 55-5281  
各支所 市民生活課

## 8 金融機関の利用

### (1) 口座を開く

銀行や郵便局で、申込用紙に必要事項を記入します。その際、次のものがが必要です。

- ①印鑑
  - ②外国人登録証明書かパスポート
- 窓口の取り扱い時間は、銀行は月曜日から金曜日の午前 9:00 から午後 3:00 で、郵便局は月曜日から金曜日の午前 9:00 から午後 4:00 までです。（松江中央郵便局は午後 6:00 まで）

### (2) 外国への送金

銀行では、電信送金、郵便送金、送金小切手の 3 つの方法があります。郵便局では、電信為替と普通為替があります。

取り扱っているのは、郵便局では松江中央郵便局及び市内特定郵便局です。銀行では比較的大きな銀行（山陰合同銀行、みずほ銀行、島根銀行本店など）で、「Foreign Exchange Bank」の表示がでています。

### (3) 外貨両替

市内のいくつかの銀行及び郵便局（松江中央郵便局・松江川津郵便局）で取り扱っています。

#### (4) 現金卡

开户时可以同时申办现金卡。利用现金卡可以存钱、取钱、拨款、记账、存款余额照会、还可使用现金自动存款机，在窗口未营业的情况下也可使用ATM（现金自动存取款机）。

自动存款机的利用时间，每个金融机关都不一样，请先确认。

### 9 上学，入托时

日本的教育体制是义务教育9年（小学6年，中学3年），高中3年，大学4年。

#### 上学转学询问处

##### 幼儿园

市立幼儿园

育儿课幼儿园处 电话：55-5178

（国立・私立幼儿园可直接询问各幼儿园）

##### 小学

市立小学

教育委员会学校教育课 电话：55-5428

教育委员会学校教育课 电话：55-5416

（国立小学可直接询问学校）

##### 中学

市立中学

教育委员会学校教育课 电话：55-5428

教育委员会学校教育课 电话：55-5416

（国立・私立中学可直接询问各中学）

##### 高中

松江市立女子高中 电话：39-0216

县立高中 县厅教育委员会高中教育课

电话：22-5410

（私立高中可直接询问各高中学校）

##### 高等专门学校

松江工业高等专门学校 电话：36-8211

##### 大学

岛根大学 电话：32-6100

岛根县立大学短期大学部 电话：26-5525

#### (4) キャッシュカード

口座を開くときに同時にキャッシュカードの発行を申し込むことができます。キャッシュカードがあると、預金の出し入れ、振込のほか、通帳の記帳や残高照会が、ATM（現金自動預払機）を使って窓口の開いてない時でもできます。

自動機械のコーナーの利用時間は、各金融機関によって異なりますので、ご確認ください。

### 9 学校(幼稚園)に入学するとき

日本の教育システムは、義務教育9年（小学校6年、中学校3年）と高等学校3年、大学4年という制度になっています。

#### 入学転入のお問い合わせ先

##### 幼稚園

市立幼稚園

子育て課幼稚園係 TEL：55-5178

（国立・私立幼稚園は、各幼稚園へ直接問い合わせください。）

##### 小学校

市立小学校

教育委員会学校教育課保健体育係

TEL:55-5428

教育委員会学校教育課学事係 TEL:55-5416

（国立小学校は直接学校へ問い合わせください。）

##### 中学校

市立中学校

教育委員会学校教育課保健体育係

TEL:55-5428

教育委員会学校教育課学事係 TEL:55-5416

（国立・私立中学校は各中学校へ直接問い合わせください。）

##### 高等学校

松江市立女子高等学校 TEL：39-0216

県立高等学校 県庁教育委員会高校教育課

TEL：22-5410

（私立高等学校は各高等学校へ直接問い合わせください。）

##### 高等専門学校

松江工業高等専門学校 TEL：36-8211

##### 大学

島根大学 TEL：32-6100

島根県立大学短期大学部 TEL：26-5525

## 1 0 儿童福利和保育所

### (1) 各种补助

#### ○儿童补助

对抚养念完中学的儿童的家庭支付儿童补助。

**\* 问询处 \***

保健福祉课 电话: 55-5326  
各支所 市民生活课

#### ○抚养儿童补助

对抚养单亲家庭的儿童 ((年末到达 18 岁的人)) (支給要件、有所得收入限制。)

#### ○ 其他

关于单亲家庭制度

请咨询

**\* 问询处 \***

保健福祉课 TEL: 55-5335  
各支所 市民生活课

#### ○抚养特别儿童补助

抚养精神或身体有残疾, 不满 20 岁儿童的情况时, 根据其残疾程度予以支付。需办理申请手续。

(收入有限度。)

**\* 问询处 \***

残疾人福祉课 TEL: 55-5304 传真 55-5309

### (2) 上托儿所

由于监护人工作 (包括就职中)、分娩、生病、还有照顾病人等, 不能在家里照看孩子的, 可以让孩子上托儿所。

**\* 问询处 \***

本 庁 育儿课保育第二处 TEL: 55-5312  
各支所 市民生活课

## 1 1 公营住宅

公营住宅分市营住宅和县营住宅。申请在广报上通知。申请者多的时候由抽签来决定。

申请住宅时, 受申请资格和收入限制。详情请事先咨询。

**\* 问询处 \***

島根県住宅供給公司  
松江住宅管理事務所  
TEL: 22-3400

## 10 児童福祉と保育所

### (1) 各種手当

#### ○ 子ども手当

子ども手当は中学校修了前の児童生徒を養育している人に支給されます。

**\* 問い合わせ \***

保健福祉課 TEL: 55-5326  
各支所 市民生活課

#### ○ 児童扶養手当

児童 (18 歳に達する年度末までの子) を養育しているひとり親等 (支給要件、所得制限があります。)

#### ○ その他

ひとり親家庭の制度について

下記へお問い合わせください。

**\* 問い合わせ \***

保健福祉課 TEL: 55-5335  
各支所 市民生活課

#### ○ 特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある 20 歳未満の子どもを養育している場合に、その障がいの程度により手当が支給されます。受給には申請手続きが必要です。

(所得制限があります。)

**\* 問い合わせ \***

障がい者福祉課 TEL: 55-5304  
FAX: 55-5309

### (2) 保育所の入所

保護者の就労 (求職中も含む)、出産や病気、病人の看病などで、家庭で保育ができないときは、子どもを保育所に預けることができます。

**\* 問い合わせ \***

本 庁 子育て課保育第二係  
TEL: 55-5312  
各支所 市民生活課

## 11 公営住宅

公営住宅には市営住宅と県営住宅があります。申込募集はその都度、広報紙でお知らせします。申込者多数の場合は、受付後に公開抽選を行って、入居者を決定します。なお、申込には資格要件や所得制限があります。詳しくは申込受付先でお問い合わせください。

**\* 問い合わせ \***

島根県住宅供給公社  
松江住宅管理事務所  
TEL: 22-3400

## 12 市内交通

### (1) 公共汽车

从中门上车领取整理券。用乘车卡乘车时，上车时在刷卡机上刷一下，准备下车时要提前按蜂鸣器通知司机。乘车价格在车的前方有价格表，和整理券的号码对照，把对上号码的金额投入收款箱内。使用乘车卡的下车时在收款箱的上方的刷卡机上刷一下。在车上可以兑换 1 千日元和 5 百日元，但是由于车内拥挤或是颠簸所以最好事先准备零钱。

市内的公共汽车有市营、一畑、日之丸、广岛电铁、JR 等。  
每个运行路线在松江市观光介绍所都有向导图分发。

从电脑上可以查询

<http://www.busnavi-matsue.jp/>

从手机上可以查询

<http://www.busnavi-matsue.jp/mov/>

### (2) 电车 (JR、私铁)

短距离的票可以在自动售票机上购买。长途、特快、指定席票在 JR 绿色窗口购买。一些小站可以在车上直接向售票员购买。

#### \* 问询处 \*

|                |              |
|----------------|--------------|
| 松江市国际观光介绍所     | TEL: 21-4034 |
| JR 松江站         | TEL: 21-3219 |
| 市营公共汽车(松江市交通局) | TEL: 60-1111 |
| 一畑公共汽车         | TEL: 20-5200 |
| 一畑电铁 (私铁)      | TEL: 21-2429 |

## 12 市内交通

### (1) バス

中央のドアから乗車し、整理券を取ります。バスカードを利用するときは、乗車するときバスカードをカードリーダー機に通して乗車して、下車する停留所の手前でブザーを押して知らせます。

料金は、車内の前方に料金表が出ていますので、整理券の番号と合わせて同じ番号の金額を、料金箱に入れます。バスカードは、料金箱の上にあるカードリーダー機に通して下車します。車内で千円と五百円は両替できませんが、混雑していたり、バスの揺れなど、困ることもあるので、前もって小銭を用意してください。

市内のバスは、市営・一畑・日之丸・広島電鉄・JR などがあります。

それぞれの運行路線は、松江国際観光案内所で案内図を配布しています。

また、市内のバス路線や運行情報につきましては「ぐるっとバスナビ」(松江バスロケーションシステム)からも検索することができます。

パソコンから

<http://www.busnavi-matsue.jp/>

携帯電話から

<http://www.busnavi-matsue.jp/mov/>

### (2) 電車 (JR、私鉄)

近距離切符は児童券売機で、長距離や特急券・指定券などは JR みどりの窓口で買います。小さな駅は無人駅の場合があり、その時は電車の中で車掌から買ってください。

#### \* 問い合わせ \*

|              |              |
|--------------|--------------|
| 松江市国際観光案内所   | TEL: 21-4034 |
| JR 松江駅       | TEL: 21-3219 |
| 市営バス(松江市交通局) | TEL: 60-1111 |
| 一畑バス         | TEL: 20-5200 |
| 一畑電鉄 (私鉄)    | TEL: 21-2429 |

### 1.3 驾驶执照

#### (1) 持有如下驾照，在日本境内可以驾驶车辆

○持有根据「1949年9月19日道路交通有关条约」所规定的国际驾驶执照或是瑞士、意大利、比利时、台湾、法国、德国的驾驶执照的。并且必须同时满足以下两个条件。

- \* 入境日本1年，该国际驾驶执照在有效期限，两者较短期限内
- \* 入境后开始计算一年内有效

注意：在日本住民基本台帐上登录者，离开日本境内取得国际驾驶执照到再入国的这个期间，如果不到3个月以上不会得到认可。

○持有外国政府发行的「外国驾照」，凭此证在日本考试（一部分可以免除）考到日本驾驶执照时。

○在日本考试拿到日本驾驶执照时。

#### (2) 拿「外国驾照」换日本驾照的手续

办理变更驾照的手续时，需要在外国拿到驾照后居住3个月以上，并且还需要以下各证件。

○申请地点：日本居住地所在的都道府县警察局车辆驾驶中心等

##### ①必要的书面证件等

- 1) 驾驶执照申请书（在申请处有）
- 2) 驾照用照片一张  
要求为离申请时6个月内近照，无背景、胸部以上、免冠正面照。  
大小为3.0×2.4cm。
- 3) 本籍住民票的复印件（住民基本台帐法不适用者，可用签证等）
- 4) 出示：健康保险被保险者证、住民基本台帐卡、在留卡等
- 5) 外国等行政机构发行的相关驾照（只有国际驾照者，不可）
- 6) 翻译成日文的外国驾驶执照  
需为以下任一机构发行的翻译件  
・外国驾驶执照的发行行政厅或该国领事馆  
・(社)日本汽车联盟(JAF)  
(島根支部の联系电话0852-25-1123)  
[http://www.jaf.or.jp/inter/f\\_index5.htm](http://www.jaf.or.jp/inter/f_index5.htm)
- 7) 能够证明在外国停留时间的护照、出入国记录证明书

##### 8) 考试手续费

##### ※其它的书面材料

- ・在外国驾驶执照上没有记载发行时间的，需要说明发行时间的材料。
- ・如曾在日本取得过驾照，请带上。
- ・如有国际驾照，请带上。

### 13 運転免許

(1) 次の運転免許を所持している時は、日本国内において自動車等の運転ができます。

○国際運転免許証等で運転することができる規定は、「1949年9月19日の道路交通に関する条約」に基づく国際運転免許証又はイタリア、スイス、フランス、ベルギー及び台湾、ドイツの運転免許証を所有する方で、かつ

\* 当該国際運転免許証等が有効であること

\* 日本に上陸してから起算して1年間又は当該免許証のいずれか短い期間とされています。

注意：日本の住民基本台帳に記録されている人が、日本から出国して国際運転免許証を取得した後、再び入国した場合は、出国から入国までの期間が3ヶ月以上なければ認められません。

○外国政府の発行する「外国免許」を所持しており、これを提示して運転免許試験（一部免除）を受け、日本の運転免許の交付を受けている時。

○運転免許試験を受け、日本の運転免許証の交付を受けている時。

#### (2) 「外国免許」を日本の免許に切り替える手続き

切替え手続きをするためには、外国運転免許証を取得してからその国に通算して3ヶ月以上滞在しており、かつ、日本の運転免許を受ける際の受験資格（年齢など）を有している方で、次のような書類が必要です。

○申請場所：日本での住所地の都道府県警察の運転免許センター等

##### ①必要書類等

- 1) 運転免許申請書（申請場所にあります）
- 2) 免許用写真1枚  
申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景で、胸から上が写っているもの。大きさ3.0×2.4センチ。
- 3) 本籍記載の住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない方は旅券等）
- 4) 健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード等（提示）
- 5) 外国等の行政庁等の免許に係る免許証（国際免許証のみでは不可。）
- 6) 上記免許証の日本語による翻訳文  
※次のいずれかが作成したものに限ります。
  - ・外国免許証を発給した行政庁又はその国の領事館
  - ・(社)日本自動車連盟(JAF)  
(島根支部の連絡先は、0852-25-1123)  
[http://www.jaf.or.jp/inter/f\\_index5.htm](http://www.jaf.or.jp/inter/f_index5.htm)

7) 外国での滞在期間が証明できるもの  
パスポート、出入国記録証明書など

##### 8) 試験手数料

##### ※その他の書類

- ・外国運転免許証に、発給（取得）年月日が記載されていない場合には、その年月日を証明する書類（領収書など）
- ・過去に日本の運転免許証を取得していた方は、その運転免許証
- ・国際運転免許証をお持ちの方は、その国際運転免許証

## 生活編 生活編

### ②申請方法

申請时必须事先预约，请打电话咨询。

### ③需确认的问题及考试内容

※确认的内容

- ・有关驾驶经历
- ・有关一些驾驶知识及技能

※考试内容

- ・适应性考试

### ④其它

※申请驾驶执照但不会日语时，需要有懂日语的人陪同。

※如果考试合格，交付驾照时需要付手续费。

\* 问询处 \*

岛根县车辆驾驶中心

松江市打出町 250 - 1 TEL 36 - 7400

岛根县警察本部

松江市殿町 8 - 1 TEL 26 - 0110

### ②申請方法

この申請は、予約が必要です。電話でお申込みください。

### ③申請に伴う確認及び試験内容

※確認内容

- ・運転の経歴に関すること
- ・運転に必要な知識、技能に関すること

※試験内容

- ・適性試験

### ④その他

※運転免許申請をされる方が、日本語による会話が十分にできない場合には、日本語により通訳のできる方を同行してください。

※合格された方については運転免許証の交付を行いますので、交付手数料が必要です。

\* 問い合わせ \*

島根県運転免許センター

松江市打出町 250 - 1 TEL 36 - 7400

島根県警察本部

松江市殿町 8 - 1 TEL 26 - 0110

## 14 饲养宠物

### ○狗的登记和注射狂犬疫苗

- 出生 91 天以上的狗一定要进行登记（只要一次）
  - 在环境保全科、各支所及市内的动物医院登记。手续费是 3000 日元。
  - 饲养的狗死亡、把饲养的狗转让时、饲养者住所变更时，请在 30 日以内和环境保全科联系。
  - 如果被狗咬伤了，为了防止因狂犬病毒而得的疾病，每年要打狂犬疫苗。
  - 在市内的动物医院可以注射狂犬疫苗。（需事前联系）在市外的动物医院注射时，请事先商谈。
- 另外，从每年的 4 月到 6 月在市内的各个公民馆进行集中注射。（具体事宜登在松江市报上）  
狂犬病预防注射手续费是 550 日元。

### ○有关狗和猫的饲养方法及管理

- 请一定要把许可证和已注射疫苗的证明拴在狗的脖子上。
- 请不要放养。
- 狗在散步时的粪便一定要带回去。
- 要好好照顾自己的狗，不要给近邻带来麻烦。
- 不想再继续饲养猫和狗的时候，而又找不到新的养主，决不能扔掉，请予松江保健所联系。

TEL 23 - 1317

### ○处理猫和狗的尸体时

- 饲养的猫和狗的情况，请送到环境保全科或各支所。手续费是 500 日元

### • 野猫和野狗的情况

平日…环境保全科（TEL 55 - 5271）

休息日…值班人员（TEL 55 - 5555）

### ○有关野狗的咨询

请与松江保健所（TEL23-1317）商谈。

#### \* 问询处 \*

本庁（环境中心）环境保全科

TEL 55 - 5271

各支所 市民生活科

## 14 ペットを飼うときは

### ○犬の登録と狂犬病予防注射

- 生後 91 日以上の犬は、必ず登録してください（生涯 1 回）。
  - 登録は、環境保全科・各支所及び市内の動物病院で受け付けます。手数料は、3,000 円です。
  - 飼い犬が死亡したとき、飼い犬を譲り受けたとき、飼い主の住所が変わったときは、30 日以内に環境保全科へご連絡ください。
  - 犬にかみつかれたとき狂犬病ウイルスで病気になるのを防ぐために、狂犬病予防注射は毎年受けてください。
  - 狂犬病予防注射は、市内の動物病院（事前に電話確認）でも受けることができます。なお、市外の動物病院で受けられるときは、ご相談ください。
- また、毎年 4 月から 6 月には公民館等市内各所でも狂犬病予防の集合注射を行っています（詳細は、毎年市報松江に掲載）。狂犬病予防注射済票交付手数料は 550 円です。

### ○犬や猫の飼いかた及び管理について

- 犬には鑑札と注射済票を必ず首輪につけてください。
- 犬の放し飼いはやめてください。
- 犬の散歩中に犬がフンをしたときは、必ず持ち帰ってください。
- むた吠えて近所に迷惑をかけないように、きちんとしつけてください。
- 犬や猫を飼うことができなくなり、どうしても新しい飼い主が見つからないときは、決して捨てないで松江保健所（TEL 23 - 1317）にご連絡ください。

### ○犬や猫などの死がい処理したいときは

- 飼い犬・飼い猫等の場合  
環境保全科または各支所まで持参してください。手数料は 500 円。
- のら犬・のら猫等の場合  
平日…環境保全科（TEL 55 - 5271）  
休日…当直（TEL 55 - 5555）

### ○野犬に関する相談

松江保健所（TEL23 - 1317）にご相談ください。

#### \* 問い合わせ \*

本庁（環境センター）環境保全科

TEL 55 - 5271

各支所 市民生活課